

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について

- ・ 70歳以上の国民健康保険加入者が医療機関を受診する場合は、
「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚が必要
- ・ 被保険者の利便性向上を図る観点から、下記の市町(※)においては、
両者を一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」とします

※ 金沢市、小松市、かほく市を除く16市町

